

労働者派遣事業に関する情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項及び労働者派遣法施行規則第18条の2の規定により、事業報告（令和4年3月1日～令和5年2月28日）の内容に基づき、下記のとおり情報提供いたします。

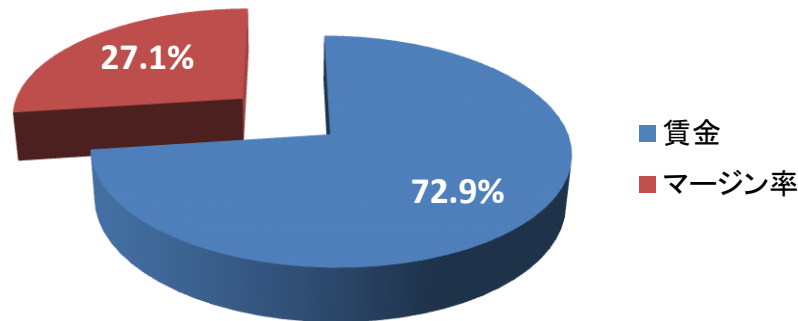
事業所の名称	有限会社NBスタッフ
派遣労働者数(令和5年6月1日時点)	14名
令和4年度:派遣先事業所数	3件
令和4年度:派遣料金の平均額 (1日8時間当たり)	15,439 円(小数点以下四捨五入)
令和4年度:派遣労働者賃金の平均額 (1日8時間当たり)	11,255 円(小数点以下四捨五入)
令和4年度:マージン率※	27.1%

※マージン率計算方法：(派遣料金－派遣労働者賃金)／派遣料金(小数点第一位未満四捨五入)

福利厚生に関する事項	各種保険(社会保険・雇用保険・労働者災害補償保険)、年次有給休暇、健康診断等
------------	--

【※マージン率には下記が含まれます】

- ・社会保険料等(健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険)
- ・福利厚生費(年次有給休暇、定期健康診断等)
- ・会社運営費(求人広告費、通信費等の諸費用含む)
- ・教育研修費
- ・営業利益



教育訓練に関する事項		新規採用者訓練/コンプライアンス教育/職業別訓練/段階別訓練 ・OFF-JT(8時間) ・訓練費用負担:無償 ・賃金支給:有給
キャリアコンサルティング	相談窓口	有限会社NBスタッフ 栃木県下都賀郡野木町大字丸林574-2 205号室
	連絡先	0280-54-0031 又は、090-3478-0560(杉本 聖也)
	担当者	有限会社NBスタッフ 代表取締役 杉本 聖也(派遣元責任者)
	実施方法	希望者に対し、随時、キャリアプランシートを作成し、それを基に今後のキャリアパスを明確化し、目標の設定、実行の支援を行う。
労働者派遣法第30条の4第1項に基づく 労使協定締結に関する事項		・労使協定を締結している ・対象となる協定労働者の範囲: 全ての派遣労働者 ・協定書の有効期間終期: 令和6年3月31日

有限会社NBスタッフ 許可年月日:平成17年9月1日 許可番号:派-09-300115